# 令和3年

寒河江市農業委員会第2回総会会議録

寒河江市農業委員会

# 寒河江市農業委員会 第2回総会

日 時 令和3年2月25日(木)午前9時00分

会 場 寒河江市文化センター2階 中央公民館ホール

#### 出席委員

1番	鈴	木	浩	之	2番	土	田	彦	雄	3番	渡	辺	裕	之
4番	新	宮	LO	りぶ	5番	眞	木	早百	百合	6番	奥	Щ	浩	$\vec{=}$
7番	芳	賀		宏	8番	大	泉	孝	彦	9番	影	沢	政	俊
10番	後	藤	孝	好	11番	氏	家	理	香	12番	菊	地	ひる	ヒみ
13番	猪	倉	通	文	14番	相	原		稔	15番	片	桐	道	雄
16番	Щ	田	和	義	17番	菅	井	孝	_	18番	木	村	三	紀

#### 事務局

事 務 局 長	門口	隆太	事務局長補佐(兼)農地係長	芳	賀 豊 彦
総務主査	高 子	英 晴	総務係長	菊	地 亮
農地係主事	稲垣	奨			

#### 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地法の規定に基づく許可を要しない(農地法第4条1項但書き) 農地の 用途変更について

#### 議事

- (1) 議第5号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第8号 農用地利用集積計画書の審議について
- (5) 議第9号 非農地証明願の審議について

開会 午前 8時58分

木村議長 それでは、早速ただいまより寒河江市農業委員会第2回総

会を始めます。

初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、5番・眞木委員、15番・片桐委員にお願いし

ます。

木村議長
次に、「書記任命」ですが、高子主査にお願いします。

木村議長
次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いしま

す。事務局。

事務局(農地係主事) はい、議長。

事務局から報告事項とさせていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長ありがとうございました。

ただいまの報告について質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長ないようですので、事務局からほかにありますか。

事務局(農地係主事) 特にありません。

木村議長
それでは、早速議事に入ります。

議第5号から議第9号までの議案について一括上程します。

- (1) 議第5号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申 請書の審議について」
- (3) 議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (4) 議第8号「農用地利用集積計画書の審議について」
- (5) 議第9号「非農地証明願の審議について」

以上、議第5号から議第9号まで一括上程いたします。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。 菅井会長職務代理者、報告をお願いします。菅井会長職務代 理者。

菅井会長職務代理者 はい、議長。17番、菅井です。

第2回の事前審査報告を行います。

去る2月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に関わる案件について、各地 区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報 告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農 地法第5条の許可申請案件1件、非農地証明願案件1件の合 計2件を審査しました。

初めに、議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可

申請書の審議について」、順位6番、南部地区、大字島字島南の事業用貸地への転用案件です。

申請地は、全筆ともに都市計画区域内の用途地域内の農地であり、転用後の土地の使用者が既に決まっていることから、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

次に、議第9号「非農地証明願の審議について」、順位1番、 柴橋地区の案件です。

現地は大字柴橋字落衣の土地で、墓地に転用された年月は不明ですが、近隣住民によると柴橋村の頃から現在まで長く墓地として利用されており、墓地の一部として墓石設置用敷地置場及び参列者用駐車場に使用されていることから、非農地と判断できる場所でした。

その他申請された案件については、全て異議なしとされた ところです。

以上でありますが、各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時45分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時09分

再開 午前 9時43分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第5号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、

地区審査結果の報告をお願いします。

まず、寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家 委員。

氏家委員

はい、議長。11番、氏家です。

議第5号「農地法第3条の規定による許可処分について」。 10ページをご覧ください。

(議案書順位6番朗読)

この件につきまして、2月13日に渡辺委員、今井推進委員と現地を確認してまいりました。

所在地は、寒河江市立南部小学校の東に50メートル進んだ、譲渡人 さん自宅裏南側に面した農地となっております。譲受人が耕作している田んぼと隣接しており、申請どおりであれば何ら問題はないと確認してまいりました。 以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、相原委員、お願いします。相原 委員。

相原委員

はい、議長。14番、相原です。

(議案書順位4番朗読)

この件につきまして、2月14日、影沢委員、川越推進委員と現地を確認してまいりました。

現地は、谷沢の集落内にありまして、市道と一般住宅に囲まれた土地で、もともとは田んぼでありました。譲渡人の自

宅からは150メートルほどのところに位置していますが、 譲受人の自宅敷地と隣接しています。譲受人は以前からこの 土地を借用し、パイプハウス2棟を建てて水稲の育苗を行っ てきました。今回この土地を取得して育苗ハウスとして利用 するということで、計画どおりであれば問題はないものと考 えます。

#### (議案書順位5番朗読)

この件も、2月14日、影沢委員、川越推進委員と現地を 確認してまいりました。

譲渡人、譲受人は親子関係にありまして、申請事由のとおり父親の強い意向による贈与であります。珍しい事例でありますが、譲受人も兼業ながら耕作の実態があり、要件を満たしております。

農地の生前贈与に関しましては、にわか勉強ですが、納税 猶予制度などもありまして、メリット、デメリット、双方よ く検討することが必要なようです。

農地につきましては、1番目が287号線沿いにあるブドウ園、6番目が平野山のサクランボ園、2番から5番が自宅の西側に広がる梅、野菜畑。今は雪の下なんですけれども、いずれも適正に管理されているということで、問題はないと見てまいりました。

順位4番、5番ともに地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長ありがとうございました。

続いて、白岩地区、菊地委員、お願いします。菊地委員。

菊地委員 はい、議長。12番、菊地ひとみです。

#### (議案書順位3番朗読)

この件に関しまして、2月13日に会長、眞木委員、新宮 委員、菖蒲推進委員と現地を確認いたしました。

現地は、白岩バイパスの鶴岡に向かって左側で、バイパスの近くにあります。ですが、あのときは雪の壁でちょっとそこからすぐには見えない状態で、バイパスのそばなので車を止めるところもなく、車を止めるところを探して歩いて行こうとしたのですが、雪の原っぱで、そこからは見えませんでした。そして、何回か行こうとしたんですけれども、ちょっとこれは雪が解けてからのほうがいいんじゃないかということで、皆で相談しました。それにここは会長の田んぼの近く、隣の隣なので、会長がよく知っているところで、秋の肥料の共同散布でここの田んぼも肥料を散布して、何も問題ないということは分かっていたので、これはあと春になってからもう一回確認しようということになりました。

これは地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

#### 木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局保掘(制)機長)はい、議長。

事務局から説明いたします。

順位3番から6番まで、農地法第3条調査書に基づきます 調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないこと が確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えてお ります。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」、 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第5号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申 請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調 査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家さん。

氏家委員

はい、議長。11番、氏家です。

議第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の 審議について」。

12ページをご覧ください。

(議案書順位2番朗読)

この件につきまして、2月13日に渡辺委員、今井推進委

員と現地を確認してまいりました。

所在地は、皿沼公民館より西に50メートル入った申請人の自宅西側の農地となります。自宅の南側にも本人所有のリンゴ畑が隣接しており、そのための通路と駐車場、資材置場として活用するとのことで、申請どおりであれば何ら問題ないと判断してまいりました。

同じく地区審査会におきましても異議ございませんでした。 以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局保護機制制制を表している。

事務局から説明いたします。

順位2番は、農業施設、農業用資材置場等の敷地への転用申請になっております。

順位2番につきましては、農用地区域外の農地でありまして、第3種農地に該当はしませんが、用途地域に隣接する地域にあり、また前面に市道、上下水道といった公共施設の整備及び周辺の他区域を含めまして街区が多く形成されている地域にある農地であることから、第3種農地と判断いたします。第3種農地の場合、通常宅地その他への転用は認められておりませんが、農地区分ごとの許可基準を満たすものであり、例外として宅地その他への転用も認められることから、農地区分と転用目的は問題ないものと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、 不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。ただいまの地区担当 委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手を お願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の 審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙 手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第6号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申 請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調 査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家委員。

氏家委員

はい、議長。11番、氏家です。

議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の 審議について」。

14ページをご覧ください。

(議案書順位2番朗読)

この案件につきまして、2月13日、渡辺委員、小野推進

委員と現地を確認してまいりました。

所在地は、寒河江工業高校から100メートルぐらい南に 入っていった新興住宅街の中の休耕地で、申請どおりであれ ば何ら問題はないと判断してまいりました。

地区審査会におきましても異議ございませんでした。

#### (議案書順位3番朗読)

この案件につきまして、2月13日、渡辺委員、小野推進 委員と現地を確認してまいりました。

所在地は、陵南中学校よりふるさと公園のほうに向かい、 高速道路手前東に200メートル入った住宅街の中にあり、 10月に分譲宅地として転用許可が下りたすぐ隣、東側の農 地となっております。申請どおりであれば何ら問題ないと判 断してまいりました。

地区審査会におきましても異議ございませんでした。

#### (議案書順位5番朗読)

この案件につきまして、2月13日、渡辺委員、小野推進 委員と現地を確認してまいりました。

所在地は、陵南中学校近くのコンビニ、セブンイレブンから南側に100メートル進んだところを東に曲がり30メートル進んだ、新興住宅街の真ん中にある農地となっております。申請どおりであれば何ら問題ないと判断してまいりました。

地区審査会におきましても異議ございませんでした。 続きまして、15ページをお開きください。

#### (議案書順位6番朗読)

この案件につきましては、2月18日の事前審査会におきまして、出席者の皆様より現地を確認し審議していただいております。

所在地は、南部地区の小林肉屋の北側の農地となっており、申請事由としましては、株式会社薬王堂より市内南部地区に 出店の希望があり、計画地に住宅が1軒建っておりますが、 転居の調整もついたため、今回の許可申請に至ったとのこと です。幹線道路沿いの住宅や商店の立ち並ぶ地区ですので、 申請どおりであれば何ら問題はないと判断してまいりました。 また、地区審査会におきましても異議ございませんでした。 以上です。

木村議長

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀 委員。

芳賀委員

はい、議長。

14ページをご覧ください。順位4番について説明いたします。

#### (議案書順位4番朗読)

これにつきまして、2月13日、土田農地部会長と、それから斎藤推進委員と現地を確認してまいりました。

現地ですけれども、村山総合支庁の西庁舎の西側に住宅地が形成されておりますけれども、その北西部に一部農地がございます。そこに住宅を建てるという申請でございましたので、申請どおりであれば何ら問題ないと判断してまいりました。

また、地区審査におきましても異議ございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局ほ離漁艦制造場はい、議長。

事務局から説明いたします。

順位2番は、個人住宅建築のための宅地への転用申請になっております。この案件は、1月に出た案件でありますが、申請者本人の事情により取消し願があり、受理後、再申請いただいております。

申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地でありまして、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的には問題ないと考えます。

順位3番は、分譲宅地への転用申請になっております。

申請地は全て都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地であっても通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないものと考えます。

順位4番は、個人住宅建築のための宅地への転用申請になっております。

申請地は農用地区域内の農地でありますが、上下水道が埋設されている市道の沿道区域にありまして、さらに一定の範囲内に市立中学校、内科医院等の教育施設や医療施設があることから、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないものと考えます。

順位5番は、同じく分譲宅地への転用になっております。 申請地は全筆都市計画区域内の用途地域にある農地であり まして、第3種農地と判断いたします。第3種農地でも通常 宅地分譲は認められておりませんが、用途区域内にある農地 でありまして、例外として宅地分譲も認められており、農地 区分と転用目的は問題ないものと考えます。

順位6番は、事業用貸地への転用となっております。

申請地は全て都市計画区域内の用途地域内にある農地でありまして、第3種農地と判断いたします。この案件につきましても、前順位の案件と同様に第3種農地であっても宅地のみの造成は認められておりませんが、用途地域内にあり、さらに転用後における他の事業者による土地の使用が確実である場合、例外的にこのような土地の造成のみの転用も認められており、農地区分と転用目的は問題ないものと考えます。

また、いずれも転用許可一般基準調査書に基づきます調査 の結果、不適な事項はなく、問題はないものと考えます。 以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

この順位6番については、来月の県の常設審議会の諮問に かかるんだよね。

事務局(脹離(巣) とうです。その予定です。

木村議長

分かりました。

それでは、これより質疑に入ります。ただいまの地区担当 委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手を お願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の 審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手 を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第7号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第8号「農用地利用集積計画書の審議について」、 地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結 果の報告をお願いします。

最初に、寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏 家委員。

氏家委員

はい、議長。11番、氏家です。

議第8号「農用地利用集積計画書の審議について」。

18ページをご覧ください。

(議案書朗読)

19ページから35ページになりますけれども、19ページをお開きください。

(議案書朗読)

36ページの集計表をご覧ください。

地区名、寒河江、41筆、面積、田3.89ヘクタール、畑0.74ヘクタール、樹園地0.02ヘクタール、合計4.65ヘクタール。

南部地区、36筆、面積、田2.33ヘクタール、畑1.06ヘクタール、樹園地0.22ヘクタール、合計3.61ヘクタール。あと、内訳は以下記載のとおりとなってございます。

また、農地中間管理事業案件について、いずれの農地も農業振興地域内であり、地区の担い手等に貸出しするため農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。

地区審査会におきましても異議ございませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀 委員。

芳賀委員

はい、議長。

21ページをご覧ください。

(議案書朗読)

36ページの集計表をご覧いただきたいと思います。

ナンバー3の西根でございます。58筆で、面積が合計しまして8.43へクタール、内訳は、田7.56へクタール、畑0.13へクタール、樹園地0.73へクタール。

三泉、15筆、計2.64へクタール、内訳として、田2.41へクタール、樹園地0.23へクタールということになっておりまして、いずれも中間管理事業のほうにということになってございまして、全て適正であるということで、地区審査の中でも異議ございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。8番大泉です。

農用地利用集積計画書ということで、18ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続きまして、22ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続きまして、36ページをご覧ください。

令和3年2月集積計画集計表でありますが、ナンバー5、 柴橋地区、58筆、内訳が、面積が田んぼ7.18ヘクター ル、畑が0.79ヘクタール、樹園地が0.1ヘクタール、 計8.07ヘクタールであります。

これも事前審査の際、何もありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続きまして、高松・醍醐地区、相原委員、お願いします。

相原委員

はい、議長。14番相原です。

農用地利用集積計画書、24ページになります。

(議案書朗読)

36ページの集計表をご覧ください。

ナンバー6、地区名、高松、筆数が49、田んぼ8.56 ヘクタール、畑0.44ヘクタール、樹園地2.77ヘクタ ール、合計で11.28ヘクタール。

ナンバー7、地区名、醍醐、面積は5.12~クタール全 て田んぼであります。

いずれの農地も農業振興地域内にあり、地区の担い手等に貸し出す農地に適していると判断しました。

地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、菊地委員、お願いします。菊地委員。

菊地委員

はい、議長。12番菊地ひとみです。

18ページをご覧ください。所有権移転、利用権設定等の促進事業になります。

#### (議案書朗読)

譲受人は認定農業者であり、引き続き耕作するのであれば 問題ないと判断されました。

地区審査でも異議ありませんでした。

続きまして、中間管理事業になります。 26ページをご覧ください。

#### (議案書朗読)

36ページの集計表をお開きください。

ナンバー8、地区名、白岩、筆数が14筆となっております。面積は、全て田んぼで2.05ヘクタールとなっており

ます。

中間管理事業の案件につきましては、いずれの農地も農業 振興地域内にあり、地区の担い手などに貸し出すために農地 中間管理機構へ集積する農地に適していると判断されました。 地区審査でも異議ございませんでした。 以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局保掘(巣) といい、議長。

事務局から説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第8号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第8号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第9号「非農地証明願の審議について」、地区担当 委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告 をお願いします。

柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。8番大泉です。 38ページをご覧ください。

(議案書順位1番朗読)

場所は、陵南中の正門前の交差点から県道24号線を西へ200メートル大江方面に向かったところのバイパスに隣接した北側の土地で、先日18日の事前審査会の現地調査で視察してまいりました。

今年の大雪の影響で車の中からの視察となりましたが、熊 坂推進委員の地図と説明、写真による説明もあり、また隣接 している一帯の檀家さんの証明印もあるということで、事前 審査会においても何ら異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局保護機制制をはい、議長。

事務局から説明いたします。

この案件につきましては特にございません。

以上であります。

木村議長ありがとうございました。

何かありますか。相原委員、何かあります。そこでちょっ としゃべっていたけれども。ちょっと手を挙げて。相原委員。

相原委員 はい、議長。14番相原です。

事由の中で、事由の2行目に宅地開発に伴う分家住宅が増加しということで、これは分家住宅でなく分譲住宅とかでないですか。どうなんでしょう。

木村議長そこら辺どうなんですか。どうぞ。

事務局(農地係主事) 私のほうから。そうですね、こちらに関しては分譲住宅で間 違いないと思います。大変失礼いたしました。

宅地が増えていく中で檀家さんが増えるということだけれども、それでちょっと墓地を拡張するということで地目を確認していたところ畑だったという経緯になりますので、分譲で間違いないと思います。大変失礼いたしました。

木村議長 では、そのように分譲住宅ということで変更をお願いした いと思います。これでよろしいですか。

それでは、ほかにございませんか。

(発言なし)

木村議長なければ、採決します。

議第9号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり 決定することに賛成の方の挙手を求めます。

### (全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第9号は原案のとおり決定いたしま

した。

木村議長これで、本日上程されました議案については全て議決され

ました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。大変ご苦労

さまでした。

閉会 午前10時32分

## 令和3年2月25日

第2回総会	議 長_	木村	三紀	
	<del></del> .			
議事録署名委員	5番委員	眞木	早百合	
議事録署名委員	15番委員	片桐	道雄	